

共通番号に係る確認事項(東京都)

区分	確認内容
真正性の確認	代理申請 税理士が代理申請する場合、真正性をどのように担保すると想定されているか。
	確認方法 真正性確認について、都の場合は住基ネット端末で行うことが想定されるが、住基端末でもバッチ検索ができる等、作業を効率化するための仕組みが必要と思われる。
	個人事業税のように国税庁で真正性の確認が済んでいる情報について、地方団体での真正性の確認は不要と考えて良いのか。
	eLTAXにより送付された情報は、地方団体での真正性の確認は不要と考えて良いのか。
	2情報(住所、氏名)での問い合わせで、現実的に真正性の確認が可能なのか。
文字コード 住基は外字を使っているため、検索にヒットしない場合も考えられるが、文字コードの問題について、文字情報基盤構築事業(経済産業省/情報処理推進機構(IPA))の検討は影響があるのか。	
番号取得方法	自動車税 自動車取得税の申告書は番号を記載する様式に変更されるのか。また、その場合に番号記載をディーラー等に対しても義務化しないと効果は出ないと思われるが、義務化は可能か。
	固定資産税 自動車税 不動産登記時や自動車登録時にマイナンバーを記載してもらえないとしても、4情報の記載をもらうことはできないか。(ただし、その4情報の真正性をどう担保するかの問題はあるが。)また、平成30年度に向けて利用範囲を拡大する際には、マイナンバーを記載してもらえないのか。
	履歴管理 申告のタイミングでマイナンバーを補足する場合、申告がない期間の履歴を把握できない。確実に履歴を管理するには、最新ナンバーをキーに住基ネット等から履歴データを取得できるような仕組みが必要と思われる。
	その他 個人都民税について、市区町村から個人の明細を取得し、マイナンバーを取り込むことは制度上可能か。 住基ネットから4情報をもとにマイナンバーを取得する仕組みは、情報連携基盤を利用した仕組みになるのか。
番号の活用	プレ申告書 プレ申告書にマイナンバーを記載するべきか否かについて、第三回検討会資料3では「記載しない」とされているが、それで良いか。
	証明書等 証明書等にはマイナンバーを記載しない方向で検討されているが、固定資産税の証明書や納税通知書にマイナンバーを記載するメリットはないのか。
	取滞納管理事務 取滞納管理事務でマイナンバーを活用することで還付、充当、納税交渉の効率化につながるの で、ガイドライン案の記載を充実させて欲しい。
	既存データ 既存の情報も含め所有する情報すべてに番号が紐づけられていることで、業務の効率化の効果が大きくなると思われるが、当面は既存データへの番号の紐付けは想定されていないのか。
付番の対象	付番されない者 付番されない者は、具体的にどういったケースなのか。(海外在住者、付番時点での死亡者、清算中や休眠中の法人、国税の課税対象でない支店などは付番されるのか。)
	法人の番号 法人に付する番号(本店、支店含む)については、地方税も考慮して対象を決めて欲しい。
その他	情報保護評価 情報保護評価ガイドライン(案)はあるが、不明な点(実施スパン、実施者、いつ実施するか等)は、ガイドライン等に明示して欲しい。
	工程 平成27年1月の番号利用開始時点では、取得した情報について番号を取り込む仕組みを構築し、情報連携に関する仕組みは平成28年7月までに構築すれば良いという想定で問題ないか。どの時点までどの機能が必要となるのかロードマップを示して欲しい。
	名寄せ 既存の名寄せキーが2情報であり、あて名割れや不正名寄せが発生するなどの問題が生じていることは、他自治体でも同様であると思われるが、データベースの改修は原則不要というところまでガイドラインに記載する必要があるか。 名寄せのキーが増えることになるので、名寄せするときどちらに寄せるのか、優先順位を考慮することも必要と思われる。また、真正性確認を効率良くできる仕組みが必要である。
	便益試算 制度導入により作業やコストが増加する点についても試算が必要と思われる。
	その他 当面は、所得情報連携の実現が目標であると思われるが、情報連携の対象となっていない税目についてシステム対応を見送ることはできるのか。番号の活用が義務付けられる税目と団体により対応を任意に判断できる税目の有無を確認したい。 ガイドライン案における記述の前提となる税務システムモデルの詳細を記載して欲しい。